

新しい時代を担う体力づくり

行政改革大綱の概要をお知らせします②

第9回

昨年12月7日、効率的で効果的な養父市の行政を構築するための指針として、養父市行政改革大綱を策定しました。

その内容を、先月号から3回に分けて紹介しています。今月号では行政改革の実施計画にあたる「第II部」について紹介します。

II 行政改革実施計画 (重点基盤の強化)

●自主性・自律性の高い行財政運営の推進(財政基盤の強化)

(1)公共事業の抑制と合理化

厳しい財政環境のもとで社会資本整備を進めていくため、主要建設事業等の徹底した見直しを行うとともに、施設の長寿命化や維持・管理コストの縮減にも配慮した事業執行を進めます。

このため、次に挙げる行政改革を推進し、平成18年度一般会計当初予算額を19.9億円以下に抑制します。

①主要建設事業等の見直し

平成21年度までの行政改革期間中は、原則として必須事業を除いた新規の主要事業はすべて凍結します。さらに、すでに予定している主要事業は徹底した見直しを行い、小規模事業について

は、各年度に市全体として実施できる事業費の総額(事業費枠)をあらかじめ設定し、枠の範囲内で事業を行うことよって、臨時・応急の新規事業にも柔軟に対応しつつ、事業費総額を抑制する仕組みを新たに設けます。

なお、平成18年度の小規模事業枠は、市全体で7億円とします。

②主要建設事業に対する

事前評価制度の導入

事業費1億円以上の主要建設事業について、企画・立案段階において学識経験者や市民の代表者等の意見を踏まえ、事業の必要性や事業効果等を客観的に評価する「事前評価制度」の検討を行い、平成19年度から導入します。

③入札制度の改革

一般競争入札の一層の推進を図るとともに、施設の長寿命化や省エネルギー化、品質の確保を図るため、入札価格にこれらの要素を加え、総合的に判断する「総合評価制度」の検討を行い、



平成19年度から導入します。

④効率的・効果的な整備手法の導入

今後、公的施設を整備する際は、PFI方式も選択肢に加え、提供するサービスの水準と事業にかかる費用との関係を可能なかぎり数量化したうえで比較し、より費用が低く、効果的な手法を採用するよう努めます。

(2)事務・事業の見直し

行政サービスの質・量を高めながらコストの低減を図ることを基本に、成

果重視の事業執行、スクラップ・アンド・ビルド(※1)の徹底を行い、事務・事業を厳しく見直します。

①市民サービスの向上

住民票・各種証明等の休日交付や、郵便局等の身近な施設で交付が受けられるシステムを検討します。また、平成18年度から、民間企業で広く行われているQC(品質管理)サークル活動(※2)を導入し、継続的な改善を実施します。

②行政評価に基づく

徹底した事業の見直し

行政評価等に基づく事務・事業の見直しを徹底し、事業効果の上がないもの、成果に対してコストがかかり過ぎているものなどについて、廃止も選択肢に入れて継続的に見直します。

③事務機器及び消耗品等の削減

コピー機等の機器は、一定の配置基準を設けて台数を縮減し、消耗品は、一括購入等スケールメリット(規模を大きくすることで得られる利益)を生かした調達方法を工夫し、毎年5%の経費削減を図ります。

公用車は、稼働率の視点で見直し、行政改革期間中に消防車両を除いて20%以上を削減します。

(3)民間のノウハウを生かした見直し

①公の施設等の管理運営の適正化

市が設置している「公の施設」については、地方自治法の改正により、管理運営の手法として「指定管理者制度」